

【平成23年第4回定例会 市民委員会委員長報告】

平成23年10月6日 市民委員長 石川 建二

市民委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、「議案第136号 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定期間の変更について」及び「議案第191号 川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事請負契約の締結について」であります。これらはいずれも、川崎シンフォニーホールに関する内容ですので、議案2件を一括して審査しました。

委員会では委員から、現在の指定管理者である川崎市文化財団グループの構成員の役割について質疑があり、理事者から、代表者は財団法人川崎市文化財団であり、構成員である株式会社シグマコミュニケーションズは舞台の運営業務を行い、サントリーパブリシティサービス株式会社は、来場者の案内や相談受付業務を主に行っている、との答弁がありました。

次に委員から、工事期間中における指定管理者の正規職員の業務内容について質疑があり、理事者から、工事期間中は、市内の各音楽ホールで代替公演を行う予定であり、正規職員には、代替公演における運営などの業務を行う予定である、との答弁がありました。

そこで委員から、震災後、川崎市文化財団グループの職員数の変更の有無について質疑があり、理事者から、震災前、財団法人川崎市文化財団の職員数は18名、サントリーパブリシティサービス株式会社の職員数は6名であり、現在も職員数に変更はない。株式会社シグマコミュニケーションズの震災前の職員数は17名であったが、現在は配置替えなどにより16名となっており、震災による直接的な職員数の変更はない、との答弁がありました。

次に委員から、指定期間を延長する理由について質疑があり、理事者から、現在の指定管理者の更新に当たっては、今年度中に次期指定管理者を決定し、来年度1年間は引継ぎ期間の予定であったが、公演を再開するためには、2年前位からの調整が必要であり、復旧後のホールの予約や再開事業の企画・調整等を円滑に進めるためには、現在の指定管理者の経験や信頼性が必要と考えることから、指定期間を2年間延長することとした、との答弁がありました。

次に委員から、延長する2年間の指定管理業務の適正履行について質疑があり、理事者から、現在の指定管理者からホール復旧までの対応と2年間の延長期間の事業提案を受け、民間活用推進委員会にて審査を行い、十分に精査した上で業務を適正に履行できると判断した、との答弁がありました。

次に委員から、今回の震災を受けて、国における基準等の見直しの予定について質疑があり、理事者から、現在、国土交通省において平成23年度建築基準整備促進事業の中でつり天井に関する基準や整備について調査を行っており、今年度末に調査結果が出る予定である、との答弁がありました。

次に委員から、復旧工事に対する国庫補助金の適用状況について質疑があり、理事者から、国土交通省では、現在来年度予算の概算要求前であるため制度内容は確定し

ていないが、今後、財務省と協議し、補助内容、補助金額などを決定していく予定であると聞いている、との答弁がありました。

次に委員から、低入札の工事請負契約での適正な工事履行について質疑があり、理事者から、本工事に対する低入札価格調査委員会が8月24日に開かれ、入札金額と施工内容などを確認し、契約の内容に適合した工事の履行がなされるものと認められた、との答弁がありました。

次に委員から、実施設計により工事請負契約金額が変更になる可能性について質疑があり、理事者から、実施設計の結果により、工事請負契約金額の中で設計・施工費用の割合が変更する可能性はあるが、工事請負契約金額そのものの変更は基本的には行わない、との答弁がありました。

次に委員から、天井部分の撤去方法について質疑があり、理事者から、天井から宙づりになっている部分は、落下しないよう養生し、手作業で撤去していく。また、天井部分はすべて取り替えるものであり、撤去による2次損傷はない、との答弁がありました。

次に委員から、がれき撤去等の工事映像を記録することについて質疑があり、理事者から、シンフォニーホール再開後に市民の方などが安心して来場してもらうため工事映像を記録し、安全に復旧したことを公開していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、現在、財団法人日本建築防災協会が実施している川崎シンフォニーホール震災被害調査の最終報告前につり天井工事を着手できるのではないかとの質疑があり、理事者から、つり天井は新しい工法の施工であるが、現在、同協会で震災当時の地震の挙動等を確認しており、最終報告書で報告される地震の挙動を正確に確認してから安全な工法で着工したい、との答弁がありました。

次に委員から、本工事の設計・施工に対する本市の検査方法について質疑があり、理事者から、川崎市請負工事検査規程等により、本工事が適正かつ合理的な設計及び施工で行われているかなどを適時検査していく、との答弁がありました。

次に委員から、復旧後のつり天井部分に関する耐震試験の実施の有無について質疑があり、理事者から、契約の相手方である竹中・浅沼・大場・吉忠共同企業体が耐震試験を行う予定であり、今後、市民委員会や報道機関等を実施状況や結果などを広く公開していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、今後の川崎シンフォニーホールの運営費について質疑があり、理事者から、運営費については、指定管理料や独立行政法人都市再生機構への支払いなど毎年約10億円が必要である、との答弁がありました。

次に委員から、市民からは、約20億もの金額を費やし、工事を行う必要があるのかとの声もあるため、市民への情報提供を十分に行ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、ホール休館中の東京交響楽団への支援内容について質疑があり、理事者から、休館中は、本市は代替公演施設の確保や広報を行うことにより支援を行っている、との答弁がありました。

次に委員から、今まで利用していた楽団などが、休館中に他都市などで公演してい

るため、利用していた楽団などを含む利用者への意向調査を行ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、避難訓練の実施状況について質疑があり、理事者から、指定管理者において避難訓練は行ってきたが、今後も引き続き避難訓練を行うよう指導していく、との答弁がありました。

そこで委員から、避難マニュアルを策定するとともに、コンサート開催中の震災を想定した避難訓練なども企画してほしい、との要望がありました。

次に委員から、これだけの大きな被害を受けたことは、大変残念である。復旧については、十分に安全性を担保し工事を行ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、復旧の必要性や他の施策よりも優先して行う工事かを判断するための市民への情報提供が十分に行われておらず、市民の声を反映することなく工事を進めることは、納得できないため、本議案には賛成できない、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、議案２件はいずれも賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第１６５号 平成２３年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」であります。

委員会では、委員から、毎年、歳入で多額の繰越金が計上される理由について質疑があり、理事者から、母子及び寡婦福祉法第３６条第３項で毎年度の決算上剰余金が生じたときは、当該年度の翌年度の歳入に繰り入れることとなっている。また、同法第３７条第２項に基づき過去の３か年の貸付総額の平均額の２倍を超える額については、国へ返済することとなっており、現在、この額に達していないため、繰越金として計上している、との答弁がありました。

そこで委員から、国へ返済する基準金額について質疑があり、理事者から、前年度までの貸付平均額は、２億１，９５４万９，０２０円で、国へ返済する基準金額は、４億３，９０９万８，０４０円である、との答弁がありました。

次に委員から、近年の貸付実績について質疑があり、理事者から、平成２０年度は約１億９，０００万円、平成２１年度は約２億１，０００万円、平成２２年度は約２億４，０００万円となっている、との答弁がありました。

次に委員から、本事業の市民への周知方法について質疑があり、理事者から、平成２１年６月に、保証人の見直しや貸付利率の引下げなどの緩和措置を内容とする母子及び寡婦福祉法施行令の一部改正が行われ、この法改正の広報も含め、各区役所の保健福祉センターにて、相談に応じながら貸付を行っている。また、市政だより等で市民への周知を行っている、との答弁がありました。

そこで委員から、広く情報提供を行ってほしい、との要望がありました。

次に委員から、貸付金の償還率について質疑があり、理事者から、平成２１年度の収納額は２億６，６８８万３，５０８円で、償還率は２４．７２パーセント、平成２２年度の収納額は２億６，１７１万２，３４１円で、償還率は２１．９４パーセントである、との答弁がありました。

次に委員から、償還が困難となった市民への対応について質疑があり、理事者から、当該貸付事業については、不納欠損処理は行わず、催告を行っていくとともに、可能

な限り各家庭の状況を把握し、分納を含めて支払い可能な返済計画が立てられるよう対応していく、との答弁がありました。

次に委員から、償還事務担当職員の配置体制について質疑があり、理事者から、平成19年度から償還指導員を配置し、今年度から、常勤職員1名と非常勤の償還指導員2名の計3名体制で指導の強化を図っている、との答弁がありました。

次に委員から、貸金業法の借入限度額と本事業の貸付金の関係について質疑があり、理事者から、本事業の貸付金額は、同法の借入限度額には算定されない、との答弁がありました。

次に委員から、各家庭の状況確認を十分に行い、指導してほしい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第169号 平成23年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」であります。

委員会では、委員から、港湾整備事業基金の積立金額と使用目的について質疑があり、理事者から、積立金額は平成23年3月31日現在で35億1,332万8,557円、使用目的は、地方財政法及び川崎市基金条例等により荷役機械、上屋及び倉庫の整備資金とするものであり、これらの大規模改修に充当する予定である、との答弁がありました。

次に委員から、港湾整備事業基金を津波及び液状化対策工事へ充当することは可能かとの質疑があり、理事者から、津波及び液状化対策工事については、同基金の目的外となるため、同工事に充当するためには、予算の組み換えなど議会での承認が必要となる可能性がある。また、津波対策については国の海岸事業となるため、国と連携を取りながら港湾整備を行っていく、との答弁がありました。

そこで委員から、国に対して津波対策工事を早期に実施するよう要求してほしい、との要望がありました。

次に委員から、港湾施設の維持管理方法について質疑があり、理事者から、公共の港湾施設については、今年度から来年度にかけて港湾施設の長寿命化計画を策定し、維持管理を行っていく。また、民間の港湾施設については、所有者責任となっているが、港湾法第37条の水域占用等を伴う港湾施設の維持管理については、港湾管理者の責務として、指導等を行うことができる、との答弁がありました。

次に委員から、スクラップ貨物から流れ出る油への対応について質疑があり、理事者から、貨物置場である荷捌地からの油流出を防ぐため、排水側溝の収水枘に吸着マットを設置し対応しているが、今後は、国に対して、ろ過装置が整備できるよう予算要求していく、との答弁がありました。

次に委員から、船舶の安定等を図るためのバラスト水の排水に対する指導について質疑があり、理事者から、バラスト水の排水に対する指導は直接行っていないが、バラスト水処理装置を設置している船舶が近年増えている、との答弁がありました。

そこで委員から、海外からの船舶が日本でバラスト水を排水することによる海の生態系への影響が心配であるため、情報を公開してほしい、との要望がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第7号 地域保育園既存施設の有効活用と地域保育園に対する公費助成に関する請願」であります。

本請願の趣旨は、地域保育園既存施設の有効活用と認定保育園と同等程度の公費助成の実施、及び保育に欠ける児童を対象とした保育施設とすること等の検討を願うものであります。

委員会では理事者から、第2期川崎市保育基本計画において認可外保育事業については、更なる保育需要に対応するため、援護対象児童の拡大を図るとともに、0歳から2歳の低年齢児を中心とした保育所の利用ニーズや子育て家庭の多様な保育ニーズへの対応に向けては、認可外保育事業にはさまざまな保育形態が存在しており、利用者にとって分かりづらいこと、保育料が保育形態により異なること、また市の待機児童対策として実施している「かわさき保育室」と「おなかま保育室」の受け入れ年齢が異なり、施策としての統一性が図られていないことなどの課題を整理し、国の「子ども・子育て新システム」の動向を注視しながら、認可外保育事業の再構築を進めて行くとの説明があり、委員会では質疑に入りました。

委員会では委員から、現在、国で進めている「子ども・子育て新システム」の実施スケジュールについて質疑があり、理事者から、国の「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもへの良質な生育環境の保障と子ども・子育てにかかる制度・財源・給付の一元化を目的としており、本年7月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」がなされ、必要な財源を確保し、平成25年度の実施を目指し、現在、国で議論が進められているが、東日本大震災の影響で実施時期については現時点では明確でない、との答弁がありました。

次に委員から、平成23年度かわさき保育室整備法人募集のスケジュールについて質疑があり、理事者から、定員30名程度の施設を市内で2施設、募集を行い、8月5日に募集を締め切った。10月には事業者を決定し、来年4月1日の開設に向けて進めていく、との答弁がありました。

次に委員から、おなかま保育室が廃止される計画があったが存続させていくこととなった理由について質疑があり、理事者から、以前はかわさき保育室を設置することにより、おなかま保育室を廃止する計画であったが、0歳児と1歳児の保育ニーズが高かったことから、おなかま保育室を存続させていくものとした、との答弁がありました。

次に委員から、地域保育園の中で認定保育園として認定している施設数について質疑があり、理事者から、昨年度は45園、本年度は1園閉園したため44園である、との答弁がありました。

次に委員から、地域保育園の中で認定保育園としての認定条件を満たしている施設数について質疑があり、理事者から、現在の定員と面積を勘案すると、15園前後の地域保育園は認定条件を満たしている、との答弁がありました。

次に委員から、認可外保育事業の再構築に向けた検討スケジュールについて質疑があり、理事者から、今年5月から庁内ワーキンググループを立ち上げ、基本方針の策

定に向けて検討を行い、平成24年秋をめどに決定し、平成25年度から実施する予定である、との答弁がありました。

そこで委員から、認可外保育事業の再構築の基本方針を策定する際の関係団体へのヒアリングの実施予定について質疑があり、理事者から、一定の基本方針（案）を策定し、その基本方針（案）について各関係団体にヒアリングを実施し、基本方針を策定していく予定である、との答弁がありました。

次に委員から、届出がされていない地域保育園の施設数について質疑があり、理事者から、届出がされていない地域保育園については、把握することは困難であるが、院内保育施設、企業内保育施設などは把握している、との答弁がありました。

次に委員から、小規模認可保育所の施設整備費に対する補助対象経費の上限額の設定根拠について質疑があり、理事者から、他都市の状況等を調査し、設備費を含め対象経費の上限額を3,000万円とした、との答弁がありました。

次に委員から、今後の認可保育所の整備計画について質疑があり、理事者から、第2期川崎市保育基本計画のとおり認可保育所の整備を最優先とし、定員増を図る方針で増設を進めている。また、今後の人口減などの対応については、人口推計などを考慮しながら保育所の統廃合等を含め対応策を講じていく、との答弁がありました。

次に委員から、認可保育所保育料に係る受益者負担の見直し状況について質疑があり、理事者から、児童福祉審議会に受益者負担の見直しの方向性等の説明を行い、外部の有識者を含めた検討委員会を立ち上げる予定で、現在、検討委員会のメンバーの選考を行っている段階である、との答弁がありました。

次に委員から、新たに認定保育園を認定する予定はあるのかとの質疑があり、理事者から、平成19年度に策定した保育緊急5か年計画から、市としては認可外保育施設については、より認可に近いかわさき保育室への移行を推進しており、新たに認定保育園を認定する予定はない、との答弁がありました。

次に委員から、認定保育園と地域保育園に対する助成内容について質疑があり、理事者から、認定保育園は一定の基準に基づき児童1人当たりの月額援護費は、0歳児は77,310円、1歳から2歳児は47,500円、3歳児以上児は14,900円と年齢別に助成しているのに対し、地域保育園では月額援護費の助成は行っていない、との答弁がありました。

次に委員から、認可外保育事業の再構築で、認可保育園と地域保育園の補助金額等の格差問題について、早急に是正してほしい、との意見がありました。

次に委員から、認可外保育事業の再構築については、地域保育園の代表者などの意見を十分に聞いた上で検討してほしい、との要望がありました。

次に委員から、立入検査の実施方法について質疑があり、理事者から、地域保育園に限らず、立入調査は年1回実施している。新しい認可外保育施設については、施設設置届を受理した1か月後と3か月後に立入調査を実施し現状確認を行う、との答弁がありました。

次に委員から、認可外保育施設への立入調査により指摘を行った施設の有無について質疑があり、理事者から、立入調査は、国が定める認可外保育施設指導監督基準に基づき設置者又は管理者に対して調査等を実施するものであり、これまで口頭や文書

により指摘を行った施設もある、との答弁がありました。

次に委員から、保育運営の中で、子どもの権利はどのように担保されるのかとの質疑があり、理事者から、保育運営では指導側及び運営側、双方で子どもが自ら育ち、学べる環境となるよう日々点検を行っているため、子どもの権利は担保されている、との答弁がありました。

取り扱いについて協議したところ、委員から、請願の趣旨は十分に理解できるが、状況が把握されていない地域保育園もあり、今後、調査する必要もあることから、現段階では見守る必要があると考えるため継続審査とすべき、との意見がありました。

次に委員から、請願項目のとおり地域保育園の有効活用と公費助成の実施などの検討を進めるべきであるとするため採択すべき、との意見がありました。

次に委員から、地域保育園は重要であり、子どもたちの保育環境を維持していくには、地域保育園を前向きに活用すべきと考えるが、改善されるべき地域保育園もあると聞いており、今後検討していく必要があると考えるため趣旨採択すべきである、との意見がありました。

委員会では、審査の結果、全会一致をもって、その趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で、市民委員会の報告を終わります。